

入札参加者の皆さまへ

大 阪 市

各種融資制度における書類提出先の変更について

各種融資制度を利用される際の債権譲渡承諾について定めている下記の事務取扱基準について、改正を実施し、書類提出先を変更いたしましたのでお知らせします。

- 改正する規程の名称
 - [下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準](#)
 - [売掛債権担保融資保証制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準](#)
 - [地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準](#)

- 書類提出先の変更について
債権譲渡の承諾申請にかかる申請書類等の提出先を**契約担当に変更**します。

- 施行予定日
令和7年4月1日

【本件に関する問合せ先】

大阪市契約管財局契約部制度課契約制度グループ（06-6484-7062、7063）